

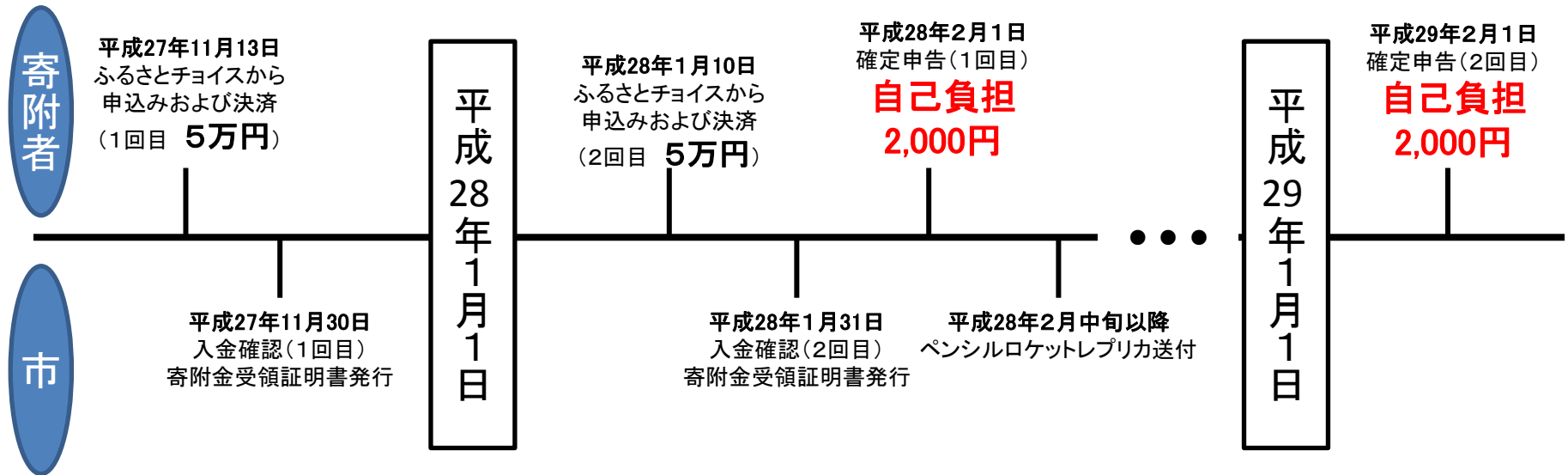
分割寄附シミュレーション ～給与収入450万円の場合～

なお、本ケースは、独身または子どもなし若しくは中学生以下の子どもがいる共働きを想定しています。

全額(※)控除されるふるさと納税額(年間上限額)の目安は【58,000円】

(※)自己負担2,000円は除きます

そのため、1回10万円のご寄附ですと寄附金控除を受けても約35,000円の自己負担となっていたのですが、下記のように2回に分けてご寄附いただくと...



結果、**実質4,000円**のみが自己負担となる場合があります。